

入 所 の ご 案 内

R5. 9

さくらの杜をご利用の皆様へ

東京北医療センター介護老人保健施設

さ く ら の 杜

〒115-0053 北区赤羽台4丁目17番56号

電 話 03-5963-4187

FAX 03-3907-2121

ご 利 用 さ れ る 皆 様 へ

東京北医療センター介護老人保健施設「さくらの杜」は、要介護認定をお受けになられた方に対し、医学的管理のもとに看護・介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をさせていただく施設です。

また、ご利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、家庭生活に復帰できることを目指したご支援（施設サービス）をさせていただくことを目的としております。

「さくらの杜」の理念

理 念 お一人お一人の人生をしっかり受け止め、笑顔と思いやりを忘れず、地域の皆さまに「愛され、親しまれ、信頼される」施設を目指します。

- 基本方針
1. 利用者の声に耳を傾け、その人の思いに応えていきます。
 2. 病院併設の利点を生かした健康管理と安心を提供いたします。
 3. 緑豊かな環境を利用し、趣味を生かしたリハビリテーションを提供いたします。
 4. 利用者の立場に立った、家族同様の温かな介護の提供をいたします。
 5. 拘束しない介護を提供いたします。

※ 当施設は3ヵ月後の在宅復帰を目標にリハビリテーションを重点的に行います。

施設利用にあたってお守りいただきたいこと

○ 一日の流れ（タイム・スケジュール）

- 6：00 起床（洗面・身支度）
- 8：00 朝食
- 9：00～ 午前の日課・行事
- 12：00 昼食
- 13：00～ 午後の日課・行事
- 15：00 おやつ・お茶（ティー・タイム）
- 18：00 夕食
- 19：00～21：00 自由時間、洗面・就寝準備
- 21：00 消灯・就寝

※ 日課・行事には、健康チェック、リハビリテーション、レクリエーション、入浴（週に2回）、趣味の講座等があります。

○ 面会時間・連絡等について

※現在新型コロナウイルス感染対策のため面会時間などが流動的变化しております。詳しくは別紙をご参照ください。

- 面会時間は ： ～ ： とさせて頂いております。
- 入所療養者にとって、ご家族とのつながりは大切なものです。お時間の許す限り、ご面会にお越し下さい。面会の際には必ず『面会票兼入館証明証』をご記入願います。
- インフルエンザ等の感染症が発生しやすい時期（11月～4月初旬目安）には、感染症予防対策として中学生以下のご面会をお断りする事がございます。その際には受付窓口に案内を掲示させていただきます。
- 施設の諸行事には、積極的なご参加をお願い致します。また、可能な範囲でのご協力をお願い致します。
- 夜間・早朝（19：00～8：00）の緊急時のご連絡は1階（03-5963-4166）・2階（03-5963-4198）各ステーションへのダイヤルイン番号をご利用下さい。
※ただし、通常のご連絡は代表番号へお願い致します。
- 安全管理の関係で、施設内への出入り・エレベーターへの乗車には、職員が持つカードキーによるチェックが必要となります。ご利用の際は、職員への声かけをお願い致します。

○ 外出・外泊について

※現在は、原則禁止とさせていただきますが、病院受診・冠婚葬祭などは許可している場合もございます。事前に各担当者までご相談ください。

- 外出・外泊の際は、ご家族同伴になります。前日（事前）までに必ずサービスステーションで「外出・外泊届」を受け取り、ご提出いただくようお願い致します。
- ご利用者（短期入所の方を除く）の外泊は、原則として1ヵ月に7泊以内となります。詳しくは支援相談員にご確認ください。

○ 飲食等嗜好品の扱いについて

※現在は全面禁止としております。

- 飲食物の持ち込みはご家族が面会時のみ許可しております。ただし、その方の嚥下状態で摂取可能な物のみとさせていただきます。また、糖尿病など療養管理の妨げとなる場合はご遠慮頂くこともございます。置いていかれた飲食に関しましては破棄させて頂いております。
- 施設内での飲酒・喫煙は、禁止とさせて頂いております。ご協力ご理解よろしくお願い致します。

○ 現金・貴重品の持ち込等について

- 施設では、鍵、現金、銀行カード、貴金属、預貯金通帳等含めた貴重品のお預かりはいたしませんので、持ち込みはご遠慮ください。
尚、それでもお持ち込みの場合、貴重品の紛失・破損につきましては施設では責任を負いませんのでご了承ください。

○ 洗濯について

- 施設ではご利用者の衣類の洗濯サービスは行っておりませんので、ご家族の方に対応をお願いしております。

※洗濯物は溜めずに頻回にお持ち帰りになり洗濯をお願いします。また、着替えなどは、不足の無い様に前もって準備してください。

○ 訪問美容について

- さくらの杜では、月に2回（第2水曜・第4火曜）訪問美容の業者によるサービスを行っております。ご利用を希望される方はさくらの杜事務室にて申し込みが必要となります。

○ 施設における感染症への対応について

- 在宅での生活に比べ、たくさんの高齢者の方が共同で生活しております。施設ではご面会者も多く、ご利用者は様々な方々と接触する機会が増える事となります。ご家族におかれましては施設における「感染症」発生のリスクを十分ご理解していただき、万一「感染症」が発生した際の施設の対応にご協力くださいますよう、お願い致します。なお、「感染症」の疑いのある方には、ご面会をお断りさせていただくことがございます。ご理解とご協力をお願い致します。

※ 何かご不明なこと、あるいは当施設へのご意見がなどございましたら、その都度遠慮なくお申し出ください。

※ 当施設では、支援相談員がご相談をお受けしておりますので、ご利用ください。

○ 設備・備品及び持ち物等について

- 施設内のベッド、寝具類、備品等、及び日用消耗品は、施設で用意いたします。また、利用者ご自身の持ち物は、室内の収納家具をご利用ください。なお、利用者ご自身の車椅子は、施設内でご使用になれますが、一部、規格等に合わないものもございますので、入所の際にご相談ください。寝具類は感染症予防のため持ち込み「禁止」です。
- 危険物（はさみ、ナイフ、針等）は、お持ち込み「禁止」です。
- 4人部屋にはテレビはございません。持ち込みを希望される場合は、事前に支援相談員にご相談ください。
- 公衆電話は施設内に設置されておりません。
- 携帯電話の使用については医療機器への影響があり、また利用者の方の生活療養の妨げとなることから、原則禁止とさせていただきます
ただし、別紙の「携帯電話利用同意書」の内容を厳守して頂ける方に限り、使用を許可しています。ご利用を希望される場合は事前に支援相談員までご相談ください。ご理解とご協力をお願いいたします。
- 備品等は丁寧に取扱いをお願い致します。また、ご自身の持ち物が紛失した場合、施設では責任を負えません。ご注意ください。
- 個人的に必要なある電気製品の持ち込みは、ご相談ください。
- 持ち物、利用料金については、別途ご説明をご覧ください。

入所に必要な持ち物等

1. 保険証等

- ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 後期高齢者医療被保険証
- ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）
- ☐ 健康被保険証（国保、総合健保、政管健保、共済、その他）
- ☐ 印鑑2つ（シャチハタ不可。**同姓の場合は印影の異なる物をご持参ください**）
- ☐ 健康手帳身体障害者手帳（お持ちの方のみ）
- ☐ 東京北医療センター診察券（お持ちの方のみ）

2. 衣類等

- ☐ 普段着（5組） ☐ 寝巻き（3組）
- ☐ 下着（5～6枚） ☐ 靴下（5～6足）
- ※ 綿素材等で吸収のよいもの／動きやすいもの／着脱のしやすいもの
- ※ ズボンは、多めにご用意ください
- ☐ 衣類を入れる大きめの手さげ袋（5枚）

※ **下着、靴下を含め、持参されるものすべてに、フルネームではっきりとわかるようにお名前を記入してください。**お名前が記入されていない場合、当施設で記入させていただくことになりますので、ご了承ください。

3. 洗面用具

- ☐ 電動ひげそり ☐ 義歯ケース
- ☐ くし
- ※ バスタオルやフェイスタオル、歯磨き粉や義歯洗浄剤は、施設で用意します。

4. その他の身の回り品

- ☐ リハビリを行うのに適当な靴（リハビリシューズ）を2足（表からも見やすいように氏名をご記入下さい。甲の部分がマジックテープのものをお選びください。安全の為、スリッパは、使用しないことにしています）

ご家族の方へのお願い

1. 利用料金等の請求は、月末締めで行っています。
 - 翌月の20日までに「利用明細・請求書」を発行いたします。
 - 支払い方法は、口座からの引き落とし方法としております。毎月27日に当施設の指定の銀行口座に自動引き落としとさせていただいております。
 - 振込をご希望の方は、請求書が届きましたらお早めにお支払いをお願い致します。
 - 手続き、会計に関してご不明点がございましたら、事務室までお問い合わせください。
 - 窓口払いは、原則お受けできません
2. 療養中に何らかの理由で療養室、またはベッドを移動することがあります。事後連絡となる場合もありますので、あらかじめお含みおきください。
3. 利用者の身体拘束は行いません。ただし、自傷や他(傷)害の恐れがある行為等、緊急やむを得ない場合に施設長の判断により、身体拘束その他利用者の行動を制限することがあります。
4. 疾患や加齢により、認知症を発症している高齢者の方は珍しくありません。認知症の行動・心理症状などにより、当施設の利用を継続することが困難と判断させていただいた場合は、他医療機関をご紹介させていただきますので、受診・転院のご協力をお願いいたします。
5. 介護保健施設サービスの提供に伴い（入所中の様々な行為の中で）利用者の皆様が損害を被られた場合、当施設の責任に帰すべき事由があるときは、利用者に対し損害を賠償いたします。

また、利用者及び扶養者（ご家族の方）等の責任に帰すべき事由により、当施設が損害を受けた場合（例えば、装置、備品の破損・紛失等）、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対してその損害を賠償していただきます。

※ 何かご不明なこと、お困りのこと、あるいは当施設へのご意見がありましたら、その都度、遠慮なくお申し出ください。

※ 当施設では、支援相談員がご相談をお受けしておりますので、ご利用ください。

◎ 介護老人保健施設における医療について

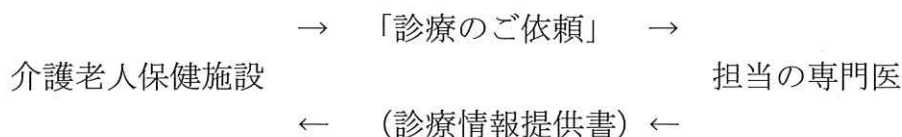
- 施設入所中の診療は、施設の医師が行います。入院治療等が必要な場合は、施設の医師の判断で、併設病院（東京北医療センター）または、かかりつけ医に依頼致します。
したがって、主治医の許可なく他の病院や診療所を受診することは出来ません。
また、家族の方が薬を貰ってくることも出来ません。
- 標準的な医療行為は入所中の施設が担当し、より専門的な治療・入院受診等は、施設医師からの依頼により行われることとなっています。
- 歯科受診を希望される場合は、さくらの杜事務室までご相談ください。協力歯科医院の受診に関しましては、別途申し込みが必要になります。なお、申し込みは面会時間内をお願いします。
- 施設医師により他の病院の受診が必要と判断された場合は、当施設より「施設療養情報提供書」（介護老人保健施設の入所者である旨の文書）をお出し致しますので、さくらの杜事務室までご相談ください。

◎ 今までの「かかりつけ医」との関係について

今までの「かかりつけ医（医師又は、歯科医師である保険医、以下同じです）」の先生との関係は、入所中は「お休み」の状態となります。必要なときは、施設（主治医）よりご依頼いたします。

法令上「かかりつけ医」は、施設入所者に対し「依頼（状）」無しに診療・検査・処方箋の交付等を行うことは出来ません。また、その費用（診療報酬）も請求できないことになっています。このように、「かかりつけ医」に迷惑をかけることになりますので、施設の依頼（状）無しに、受診や投薬を受けることはおやめください。

他の病院、診療所の受診が必要と当施設の主治医が判断した方は、当施設より依頼（状）「施設療養情報提供書（介護老人保健施設の入所者である旨の文書）」をお出しいたしますので、ご相談ください。



◎ 外出・外泊時の医療機関受診の注意点

外出・外泊時も「治療は入所中の施設の管理責任の内」です。

外出・外泊時（特に日・祭日や時間外）でも、一般の医療機関の受診には、施設からの依頼（状）が必要です。